

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年10月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和3年度安芸津中学校トイレ修繕
(2) 物品・委託役務管理番号	18030078
(3) 物品委託役務内容	東広島市立安芸津中学校のトイレの洋式化等改修
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和4年3月18日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市立安芸津中学校
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	修繕請負契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年10月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年10月21日～ 令和3年11月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年10月21日～ 令和3年10月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 学校教育部 教育総務課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館3階） 電話番号 082-420-0974 /ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年11月2日～ 令和3年11月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年11月11日～ 令和3年11月12日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年11月15日 午前11時00分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和 3 年度 安芸津中学校トイレ修繕仕様書

1 修繕名

令和 3 年度 安芸津中学校トイレ修繕

2 履行場所

東広島市立安芸津中学校

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 1 8 日まで

4 概要

- (1) 既存の和式便器 5 基を洋式便器（暖房便座機能付き便座）5 基に更新し、関連給排水管との接続によりトイレを使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備も含む。
- (2) 既存のトイレトーパーホルダーを撤去し、便座の位置に合わせて新設する。
- (3) 既存トイレブースを外開きドアにする。
- (4) 上記 (1) ～ (3) の結果不要となる排水管等の撤去、モルタル等による和式便器設置場所の埋戻し等を行う。

5 使用材料、数量等

別紙「令和 3 年度安芸津中学校トイレ修繕参考数量書」のとおり。

6 作業位置図

別紙「修繕箇所図及び現況図面・写真」のとおり。

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 本業務の実施前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として業務完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本業務の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (3) 本修繕の実施にあたっては、この仕様書によるほか、国土交通省官房営繕部が制定した建築工事標準詳細図（最新版）及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）（最新版）に定めるところによる。
- (4) 本修繕は、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）その他関係法令を遵守して実施すること。
- (5) 本業務の実施に際し、対象施設の構造、劣化状況等により、(3)、(4) の基準を満たすことが困難な場合は、発注者との協議による。

(6) 本業務履行にあたり、以下の参考図面について閲覧可能とする。

・R3 年度施設台帳

(7) その他

項目	内容
第三者委託	業務履行に際して、作業の一部を第三者に直接委任し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	<ul style="list-style-type: none">・ 工事は月曜日から土曜日で行い、原則日曜日は休工とする。・ 作業時間は 9:00~17:00 とする。・ 作業の実施にあたっては、作業内容及び工程等を学校に説明し、調整を行うこと。
配管設備工	<ul style="list-style-type: none">・ 床面コンクリートを研り取り、既存衛生器具を撤去・解体する。・ 解体後は、鉄筋を敷設し、コンクリートまたはモルタル等で補修するとともに、既存タイルと同等品を設置する。・ 衛生器具の設置箇所に適した配置で、給排水管を敷設し、既存配管と接続する。・ 給水用配管は水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP) を使用すること。・ 排水用配管は硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) を使用すること。
衛生設備工	別紙「参考数量書」に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。設置の際は、衛生器具メーカーの設置基準、施工要領（施工説明書等）を遵守し、必要に応じて技術的助言及び支援を受けること。
電気設備工	<ul style="list-style-type: none">・ 暖房便座用の配線は天井内配線とし、天井引下部をメタルモールにて保護すること。・ コンセント設置高は 300~400mm とする。・ コンセント用配線は、既存分電盤にブレーカーを新設し、配線すること。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 既存トイレブースを内開きから、外開きに変更する。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に発注担当課に申し出た上で、令和3年10月27日までの発注者が認めた時間帯において見学すること。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。（質問書提出期限：令和3年10月28日）

9 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に支障をきたさないように配慮すること。また、施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者及び学校管理者に報告を行うとともに、対応を協議すること。
- (2) 本修繕の実施期間中は、十分な養生・安全対策を講じ、履行場所に設置されている建築物、工作物、その他既存設備、備品等に損害を及ぼした場合は、速やかに発注者に報告を行うとともに、受注者の責任と負担により原状復旧すること。
- (3) 受注者は、本修繕の実施にあたり、修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕請負実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (4) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (5) 本修繕において、作業員の安全に十分配慮すること。
- (6) 本修繕の実施にあたり、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (7) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと、原則本修繕に関する全ての箇所を復旧し、設備等は使用可能な状態にすること。
- (8) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (9) 修繕にあたっては、関連する法規等を遵守し、諸手続きが必要な場合は受注者が責任をもって代行すること。
- (10) 本修繕において発生した産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市教育委員会学校教育部教育総務課施設安全係

電話（082）420-0974（直通）

ファックス（082）423-7551

(2) 修繕対象施設

東広島市立安芸津中学校

東広島市安芸津町三津5563番地8

電話0846-45-0158

別紙 修繕箇所図及び現況図面・写真(安芸津中)

